

社会生活を営んでいく上で、社会の秩序を維持し、発展させていくためには、各人が守るべき行動の規範が必要で、この社会的規範として法、道徳、宗教、礼式、慣習などがある。これらのうち、国家によって各人がこれに従うように強制されるものを法という。

医療関係法規は、日本国憲法第二十五条の規定に基づいて、公衆衛生の向上及び増進を目的として、国及び地方公共団体が行う医療行政に関する法規を広く総称するもので、医療におけるあらゆる部面において、健康の維持に支障となる医療活動を規制する規範となっている。

医療関係法規には、医療業務に従事する者の資格及び職能や医療施設について規定するもの、医薬品及び医療用具に関する保健衛生上の見地からの規制、一度に多数の者に発生、まん延する可能性のある疾病を予防するための法規、国民の生活環境を衛生的に維持改善することを目的とする法規、食品衛生や日常一般の生活に欠くことのできない飲用水、下水、廃棄物、住居などについて衛生的かつ快適な生活を営めるように制定されているもの、さらには職場の労働者を対象にした労働衛生法規、学校の生徒や職員を対象にする学校安全保健法規と多岐にわたる。

このほか、社会保障、社会福祉に関するものも含め、さらに多くの関係法規があり、それらが互いに関連しあって医療行政の推進力となっている。

医療活動は、人の生命と直接に関係するものであるから、現場での経験や訓練あるいは技能の習得に偏るばかりでなく、医療関係法規の知識をもって、みずからの医療活動を律していくことが必要不可欠である。

いまの医療現場では、ともすれば医療施患者と患者との関係は一方通行となりがちである。医療関係法規の枠組みの中でできうる限り、柔らかで、心落ち着く、相互間のコミュニケーションを築いていけるように期待してやまない。

今西春彦